

諏訪湖に係る湖沼水質保全計画

[概要]

平成30年3月

環 境 省

諏訪湖に係る湖沼水質保全計画の概要

1 計画策定対象湖沼

今回、湖沼水質保全計画を策定する指定湖沼は、諏訪湖（長野県）であり、平成 24～28 年度の第 6 期計画に続く第 7 期の計画である。

表－1 指定湖沼及び指定地域

湖沼名	関係県名	指定地域内市町村数 (平成 30 年 3 月現在)
諏訪湖	長野県	7 市町村

2 計画内容

2. 1 計画期間

関係する諸計画との整合性を図りつつ、適切な期間とし、平成 29～33 年度の 5 年間とする。

2. 2 水質の保全に関する方針

(1) 水質保全施策の方向性

これまで行ってきた水質保全対策を引き続き推進するとともに、対策の進捗管理、諏訪湖及び流出入河川における水質のモニタリングを行い、現状の汚濁負荷のメカニズムの解明に向けた調査研究を進め、水質目標の達成を目指す

(2) 水質目標値

平成 33 年度に目指すべき化学的酸素要求量（COD）、全窒素、全りんの水質目標値を掲げる。（表－2）

(3) 透明度の目標値

新たに、住民にわかりやすく、身近な水質目標値として「透明度」の目標値を設定する。（表－3）

2. 3 水質の保全に資する事業

発生源対策として、下水道、浄化槽の整備等を行うとともに、湖内及び流入河川の直接浄化等の浄化対策を行う。（表－4）

2. 4 水質の保全のための規制、その他必要な措置

工場・事業場排水対策、生活排水対策、畜産・養殖対策、流出水対策、緑地の保全その他自然環境の保護等の施策を行う。（表－4）

公共用水域の水質の監視、貧酸素対策の推進、調査研究の推進、関係団体・市民団体における取組等を行う。（表－4）

3 流出水対策推進計画

流出水対策地区を指定し、農地や市街地等から流出する汚濁負荷削減のための対策の重点的、集中的な実施を図る。（表－5）

表 - 2 水質目標値

(単位 : mg/ℓ)

湖沼名	水域名	水質項目	現状水質 (平成 28 年度)	水質目標値 (平成 33 年度)
諏訪湖	諏訪湖	COD (COD 平均値)	5.6 (4.4)	4.8 (4.4)
		全窒素	0.88	0.65
		全りん	0.050	現状水準の維持

(注) COD については 75% 値、全窒素、全りんについては平均値である。

(注) 全りんは、環境基準が達成されていることから現状水質の維持を目標としている。

表 - 3 透明度の目標値

項目		現状 (平成 28 年度)	目標値
透明度	年間平均値	1.2 ~ 1.3 m	1.3 m 以上

(注) COD 等の環境基準点の湖内 3 地点 (湖心、初島西、塚間川沖 200m) それぞれで透明度の年平均値を算出し、全ての地点で目標値を上回った場合に目標を達成したこととする。

表-4 計画の内容

湖沼名 事項	諏訪湖
1. 水質の保全に関する方針	
(1)長期ビジョン	水質保全に加え、水辺環境整備、まちづくり、観光振興などの観点を加えた諏訪湖のあるべき姿などを示す「諏訪湖創生ビジョン」の長期ビジョン（20年後の目指す姿）『人と生き物が共存し、誰もが訪れたいくなる諏訪湖』を第7期諏訪湖水質保全計画の長期ビジョンとして位置付け、水環境保全やまちづくり等の視点ごとに次の4つの姿を目指す。 <ul style="list-style-type: none"> ・清らかで人々が楽しむことができる湖水・湖辺 ・多種多様な生き物を育む湖 ・人々が憩い、やすらげる水辺空間 ・諏訪湖の恵みを知り、育つ学びの場
(2)計画期間	平成29年度（2017年度）～平成33年度（2021年度）（5年間）
2. 水質の保全に資する事業	
(1)下水道の整備	・下水道整備や浄化槽の設置を進め、快適生活率*を向上（98.9%）
(2)その他の生活排水処理施設の整備	*快適生活率（%） 下水道、農業集落排水などの集合処理計画区域や浄化槽による整備計画区域内において、整備されたそれぞれの生活排水施設を実際に利用している人口の率
(3)家畜排せつ物処理施設等の整備	—
(4)廃棄物処理施設による処理	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物の適正処理、排出抑制、再利用等 ・し尿及び浄化槽汚泥の適正処理
(5)湖沼の浄化対策	<ul style="list-style-type: none"> ・水草の除去 水草刈取船によるヒシの刈取り 手作業によるヒシの抜き取り ヒシの繁茂抑制 ・覆砂 ・漂着ごみ等の除去 ・多様な生物が生息できる空間の創出、管理手法の検討
(6)流入河川等の浄化対策	<ul style="list-style-type: none"> ・多自然川づくりの推進 ・沈殿ピットによる栄養塩類を含む土砂の除去 ・植生水路による栄養塩類の除去 ・支障木等の諏訪湖への流入防止
※「2. 水質の保全に資する事業」の（ ）内の数字は平成33年度末の目標を示している。	
3. 水質の保全のための規制、その他の措置	
(1)工場・事業場排水対策	<ul style="list-style-type: none"> ・立入検査等による排水基準の遵守の徹底 ・COD、窒素、りんに係る汚濁負荷量規制基準の遵守の徹底 ・規制対象外の工場・事業場への指導 ・下水道への接続促進 ・廃棄物不法投棄の防止 ・事業者等の排水処理施設の整備の促進、融資制度の紹介
(2)生活排水対策	<ul style="list-style-type: none"> ・水環境に配慮した生活行動の推進 ・下水道への接続促進 ・浄化槽の適正な設置及び管理、立入検査
(3)畜産業に係る汚濁負荷対策	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜排せつ物の適正管理と利用の促進 ・畜舎の管理の適正化
(4)魚類養殖に係る汚濁負荷対策	<ul style="list-style-type: none"> ・コイ養殖に係る規制基準の遵守の徹底 ・施設の改善適正管理の指導等
(5)流出水対策	<p>①市街地対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨水貯留、沈殿施設による市街地排水処理 ・道路路面、側溝、水路等の清掃の実施 ・各戸での雨水貯留、浸透ますの設置 ・ごみのポイ捨ての防止 <p>②農地対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土壌診断に基づく過剰施肥の防止、局所施肥技術の普及 ・減肥栽培技術の導入、環境にやさしい農業への取組拡大 ・環境にやさしい農産物認証への取組支援、エコファーマーの認定 ・水路の泥上げ・補修、草花の植栽、農道の保全管理 ・環境農業により生産された農産物の優先的な選択と地域内での流通の促進 <p>③自然地域対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・間伐を中心とした森林整備の推進 ・伐採、再生林による土壌侵食や崩落による汚濁負荷の流出防止 ・ゴルフ場やスキー場への汚濁負荷流出防止の指導 <p>④流出水対策地区における重点的な対策の実施</p>
(6)緑地の保全その他自然環境の保護等	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地その他湖辺の自然環境の整備 ・関係諸制度的確な運用を通じた緑地保全、その他湖辺の自然環境の保護
4. その他水質保全のために必要な措置	
	<ul style="list-style-type: none"> ・公共用水域の水質の監視 ・貧酸素対策の推進 ・調査研究の推進 ・関係団体・市民団体等における取組 ・関係する計画、関係地域計画との整合 ・計画の進捗管理

表－5 流出水対策推進計画の内容

1. 流出水対策実施に関する方針	<ul style="list-style-type: none"> ・県及び市町村が主体となった流出水対策の推進 ・地域住民、関係機関が互いに連携、協力することによる流出水対策の推進
2. 具体的方策	<ul style="list-style-type: none"> ・水質保全計画に掲げる流出水対策の流出水対策地区内での推進 ・アダプトプログラムによるごみの回収や外来植物の駆除 ・流入河川「宮川」の本川、支川での水質調査、雨量や農産物出荷量の調査などによる、流域内の流入汚濁負荷量の多い地域を把握し、土地利用状況を踏まえた効果的な流出水対策を検討
3. 啓発に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレットやホームページによる広報や啓発
4. その他必要な措置	-